

尼崎市告示第98号

尼崎市情報公開条例による実施機関が定めるもの等について

尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第22条第1項第2号から第4号までの実施機関が定めるもの及び同条第3項の公表の方法を次のとおり定めた。

平成17年4月1日

尼崎市長 白 井 文

（中間段階の案）

1 条例第22条第1項第2号の実施機関が定めるものは、尼崎市情報公開条例施行規則第8条各号に掲げる計画のうち、その計画期間が3年以上で、かつ、その策定に6月以上の期間を要するものとする。

（主要な事務又は事業の進行状況）

2 条例第22条第1項第3号の実施機関が定めるものは、円滑な執行が図れない場合市政に重大な影響を及ぼす事務事業で複数の局室長が進行管理を行う等総合調整の必要があるものとして市長が指定するものとする。

（付属機関に類するもの）

3 条例第22条第1項第4号の実施機関が定めるものは、市政の重要課題について調査審議するため、市長が職員以外の者を構成員として設置した会議体とする。

（公表の方法）

4 条例第22条第3項に規定する公表は、インターネットの利用及び事務所における書面等の閲覧その他適切な方法により行うものとする。